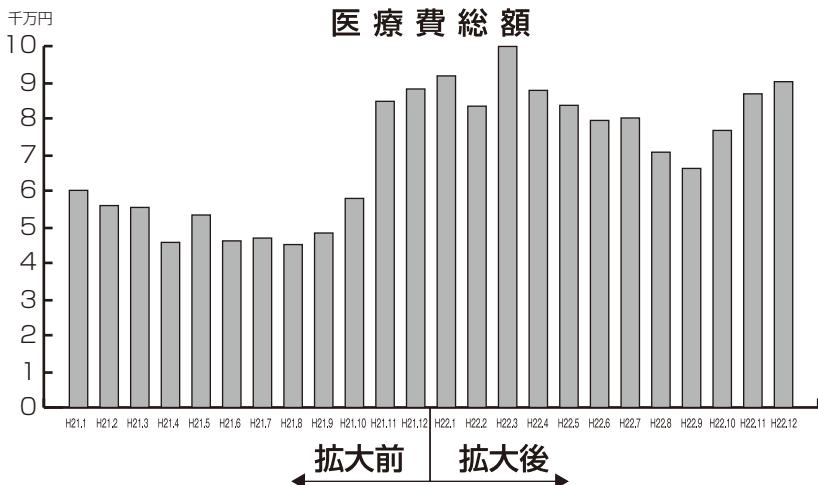


# 子ども医療費受給者拡大後の受診状況をお知らせします

子ども医療の受給対象者を平成22年1月1日から拡大し、中学校卒業までの医療費を無償化しました。その結果、医療費の総額が次のグラフのとおり伸びています。

子ども医療費は市民予算枠事業(※)と同じ財源の中で支払われており、医療費を抑えられることができればより多くの財源をまちづくりに使えることになります。

まちづくりと子どもたちの健やかな育ちの両立のため、次のことに留意しましょう。



子ども医療費助成は、出生から中学校卒業年(15歳)の年度末までを対象に、県内の医療機関での通院および入院の保険診療自己負担分を、保険証に子ども医療費受給者証を添えて提示することにより無料にするものです。

(※)市民予算枠事業とは、行政が市民の皆さんからお預かりした税を、地域により有効に役立てていただくために、個人市民税の5%の額を「市民予算枠」として、使いみちを市民の皆さんと協議・検討し、小学校区単位の課題解決や、地域の「やりたい」という想いをかなえるための事業です。

## ●時間外、休日受診はなるべく避けましょう

休日や夜間に開いている救急医療機関は、緊急性の高い患者さんを受け入れるためのものです。また、医療費も高く設定されていますので、平日の時間内に受診することができないか、もう一度考えてみましょう。

## ●医師のかけ持ちは控えましょう

同じ医療や検査の繰り返しは、医療費が余分にかかるだけでなく、かえって身体に悪影響を与えてしまうなどの心配があります。今受けている治療に不安などがあるときには、そのことを医師に伝えて話し合ってみましょう。

## ●かかりつけの医師を持ちましょう

何でも相談できる「かかりつけ医」を持って、気になることがあつたら、まずは相談しましょう。

## ●薬のもらいすぎに注意しましょう

薬が余っているときは、医師や薬剤師に相談しましょう。また、薬は飲み合わせによっては、副作用を生じることがあります。

## ●後発医薬品(ジェネリック医薬品)をご存じですか

後発医薬品とは、先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に販売される、先発医薬品とほぼ同じ成分のものです。このため、先発医薬品より安価であり、患者さんのお薬代金の負担軽減にもなりますが、一部先発医薬品に比べて効果・効能に違いがあるものもあります。後発医薬品を希望する際は、かならずかかりつけ医または薬剤師にご相談ください。

問合せ先 市役所市民窓口グループ ☎52-1111(内線227・217)

### ◆小児救急電話相談

愛知県では、かかりつけの医師が診療していない休日などの夜間に、症状に応じた適切な医療相談が受けられるよう、次の時間帯に、小児科医による保護者向けの電話相談事業を実施しています。

相談受付日 土・日曜日、祝日、年末年始(12月28日～1月3日)の夜間

受付時間 午後7時～11時までの4時間

電話番号 #8000 ※短縮番号です。県内どこからでもこの番号でかけられます。(携帯電話から利用可)

※短縮番号が使えない場合には、直通電話番号052-263-9909まで。

愛知県救急医療ガイドホームページ <http://www.qq.pref.aichi.jp/>